

子ども・子育て支援新制度の対象となる施設・事業をご利用になる保護者の方へ

平成 29 年度 利用料（保育料）についてのお知らせ

（1）負担区分判定と利用料算定

利用料は、支給認定保護者とその配偶者（収入が生活保護基準に満たない場合は、同居の祖父母等を含む）の市民税額等によって横浜市が設定する負担区分階層（A～D27）、対応する支給認定区分（1～3号）、保育必要量（標準時間・短時間）、及びきょうだい区分（第1～3子）により決定します。

※利用料算定の基礎とする期間の市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

- ① 利用料は市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。そのため、調整控除額・所得割の調整額以外の税額控除は適用されません。
- ② 8月分までは28年度の市民税額を基に、9月分以降は29年度の市民税額を基に利用料を決定します（市民税額やきょうだい区分の変更に伴い、利用料が変更となる場合があります）。
- ③ 月途中で利用をやめた場合は、在籍日数に応じた利用料となります（日割計算）。
- ④ 支給認定（保育必要量等）の変更は、原則、変更申請日の翌月1日からの適用となります。
- ⑤ 3号認定は、利用する施設・事業により利用料が異なります。
- ⑥ 3号認定の児童が年度途中で3歳の誕生日を迎え2号認定となっても、その年度内は3号利用料を適用します。
- ⑦ 「延長保育料」は利用料には含まれません。その他、利用する施設・事業が設定する実費負担額等がかかる場合があります。

（2）きょうだい区分（第1～3子）

きょうだい区分は、以下の範囲内で、年齢の高い順に第1～3子（第3子以降は第3子）と数えます。

【1号：A～D5、E0～E5／2・3号：A～D4、E0～E5】

保護者と同一生計の子等（※）であれば、年齢、利用施設等にかかわらず、対象となります。

子ども家庭支援課に届け出られていない家族を含めて算定する際には、原則として「きょうだい児多子軽減届出書（軽減措置拡充対象世帯用）」等の提出が必要です。（独立した場合等は再度届出が必要です。）

※別居でも常に生活費等を送金していて税法上の扶養親族となる子（成人した場合でも対象）である場合を含みます。また、両親を亡くした子どもを祖父母が保護者として監護している場合等も対象です。

（ご家族の状況と料金決定後のきょうだい区分が異なる場合は、区子ども家庭支援課にお問合せください。）

【1号：D6～D27／2・3号：D5～D27】

1号：小学校1～3年生と特定の施設・事業（※）に在籍している就学前児童

2・3号：特定の施設・事業（※）に在籍している就学前児童

※①保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

（いずれも、子ども・子育て支援新制度対象の施設・事業に限る。）

②横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、新制度に移行していない幼稚園（学校教育法第1条）、

②を利用している場合は、区に「きょうだい児多子軽減届出書」の提出が必要です（退園した場合も届出が必要です）。

【裏面あり】

(3) ひとり親世帯等（負担区分 B1、E0～5 のみ影響）

ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯（母子・父子世帯、寡婦（夫）で児童を扶養する世帯）、身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれの場合も在宅の場合に限る。）を指します。

該当する場合、負担区分は B2→B1、C→E0、D1～5→E1～5 となります。

※上記に該当するにも関わらず「ひとり親世帯等」として負担区分算定がされていない場合は、区こども家庭支援課にお問合せください。

(4) 減免制度・補足給付

- ① 世帯の負担能力に著しい変動が生じ利用料の支払が困難となる等、一定の条件を満たす場合は利用料が軽減されることがあります（育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません）。
- ② 生活保護世帯（利用料負担区分 A 階層）を対象に、利用料以外にご負担いただく遠足代や制服代等の実費相当分の一部費用を市が負担する制度があります。施設等にお支払いいただく金額から、市が負担する**①給食費（1号認定のみ）月額上限 4,500 円、②教材費・行事費等（1～3号認定）月額上限 2,500 円**を差し引いた金額が保護者にご負担いただく金額となります。詳しくは、利用される施設・事業にご相談ください。

【みなし寡婦制度】

婚姻歴のないひとり親家庭の場合には利用料（保育料）が軽減される場合があります

母又は父が、一度も婚姻したことがないひとり親であり、20歳未満の生計を同じくする（他の人の税法上の扶養でない）子がいる、（父の場合は合計所得金額 500 万円以下）等、一定の条件を満たす場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により、利用料が軽減されることがあります。**事前に手続が必要**ですので詳しくは、各区こども家庭支援課にお問合せください。

(5) 旧年少扶養控除の経過措置について

26 年度まで実施していた旧年少扶養控除に係る再算定は行いませんが、26 年度からの同一施設・事業の継続利用者については、経過措置として、旧年少扶養控除相当額を加味して再計算をします。対象は保護者 1 人につき、3 人以上の年少扶養控除相当がある世帯です。そのため、きょうだい利用料負担区分が異なる場合があります。

(6) 世帯状況に変更があった場合の届出

世帯構成の変更（婚姻、離婚、単身赴任の開始・終了、家計の主宰者の変更（※1）等）、きょうだい児の入園・退園等、市民税額の変更（市外で課税されている方）の際は、必ず区役所に届け出てください。利用料が変更になる場合があります。

※1 祖父母等と父母の税額を合算して利用料を決定している場合で、父母の月収が生活保護の基準表における最低生活費を超えるようになった際（父母のみの税額で再算定を行います）等に届け出てください。

(7) 利用料の支払い先

保育所は、原則、口座振替で横浜市に利用料をお支払いいただきます。保育所以外の施設・事業は、直接各施設・事業にお支払いいただきます。ただし、他市町村の公立施設（保育所等）は、他市町村にお支払いいただきます。

(8) 退園する場合

施設・事業を退園する場合は、**事前に施設・事業と「区こども家庭支援課」に必ず届け出てください。**届出が遅れると届出日までの利用料がかかる場合があります。

(9) その他

里親制度、児童養護施設をご利用されている場合の利用料は、各区こども家庭支援課へお問合せください。

☆問合せ先☆

利用料に関することは、**施設・事業がある区**（利用施設決定前は申請書を提出した区）の**こども家庭支援課**までお問合せください。